

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

理容所開設届出及び構造設備検査請求書	
<p>(宛先) 埼玉県 保健所長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 印 電 話 F A X</p> <p>下記のとおり開設したいので届け出、及び構造設備についての検査を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 名称（屋号）	
2 所在地	
3 開設予定年月日	
4 管理理容師を置く場合は、その者の氏名及び住所	
5 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	
6 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無	
7 構造及び設備の概要	
8 同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）が開設されている場合は、当該美容所の名称	
9 同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合（8の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日	

添付書類

- 1 施設の平面図
- 2 設備の配置図
- 3 案内図
- 4 管理理容師を置く場合は、管理理容師講習会修了証書の写し
- 5 理容師法施行規則第19条第2項の診断書
- 6 開設者が外国人の場合は、理容師法施行規則第19条第4項の住民票の写し

注 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略できます。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の理容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。